

高崎市議会傍聴規則（抜粋）

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- （1） 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （2） 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- （3） はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- （4） 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- （5） 飲食又は喫煙をしないこと。
- （6） みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- （7） 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- （8） 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影、録音等の禁止）

第8条 傍聴人は、傍聴席において撮影、録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。